

平成27年6月12日（金曜日）

第2回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成27年第2回松島町議会定例会会議録（第1号）

---

出席議員（14名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	片山正弘君
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	櫻井公一君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長兼 高齢者支援班長	本間澄江君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	安部新也君
水道事業所長	櫻井一夫君
危機管理監兼 環境防災班長	赤間隆之君
震災復興対策監	小松良一君

企画調整課参事兼 まちづくり支援班長兼 震災復興対策室長	千葉 繁 雄 君
建設課参事	赤間 春 夫 君
総務課参事兼 総務管理班長	太田 雄 君
教育課長	櫻井 光 之 君
教育課参事兼 学校教育班長	児玉 藤 子 君
選挙管理委員会 事務局長	伊藤 政 宏 君
代表監査委員	丹野 和 男 君

事務局職員出席者

事務局 長 佐藤 進 主 事 阿部 友 希

議事日程 (第1号)

平成27年6月12日(金曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

6月12日から6月17日まで6日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 陳情第 1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情について(継続審査)

〃 第 5 報告第 2号 平成26年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 6 報告第 3号 平成26年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

〃 第 7 報告第 4号 平成26年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

〃 第 8 報告第 5号 平成26年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

〃 第 9 報告第 6号 平成26年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

〃 第 10 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて(松島町町税条例等の一部改

正)

- 〓 第 1 1 議案第 5 4 号 専決処分の承認を求めることについて（松島町都市計画税条例の一部改正）
- 〓 第 1 2 議案第 5 5 号 専決処分の承認を求めることについて（松島町国民健康保険税条例の一部改正）
- 〓 第 1 3 議案第 5 6 号 専決処分の承認を求めることについて（松島町介護保険条例の一部改正）
- 〓 第 1 4 議案第 5 7 号 暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 1 5 議案第 5 8 号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 1 6 議案第 5 9 号 松島町国民健康保険税条例等の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 1 7 議案第 6 0 号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 1 8 議案第 6 1 号 指定管理者の指定について（提案説明）【白萩避難所】
- 〓 第 1 9 議案第 6 2 号 和解及び損害賠償の額の決定について（提案説明）
- 〓 第 2 0 議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について（提案説明）【松島海岸公園避難施設整備工事】
- 〓 第 2 1 議案第 6 4 号 工事請負契約の変更について（提案説明）【西行戻しの松公園防災器具庫等建設工事】
- 〓 第 2 2 議案第 6 5 号 平成 2 7 年度松島町一般会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〓 第 2 3 議案第 6 6 号 平成 2 7 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〓 第 2 4 議案第 6 7 号 平成 2 7 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〓 第 2 5 議案第 6 8 号 平成 2 7 年度松島町水道事業会計補正予算（第 1 号）について（提案説明）
- 〓 第 2 6 議案第 6 9 号 松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 〓 第 2 7 議案第 7 0 号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

Ⅱ 第 28 議案第 71 号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議を開く前に、去る4月1日付の執行部職員の人事異動による職員を紹介したい旨の申し出がありますので、これを許したいと思います。総務課長からご紹介願います。熊谷 総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） それでは、職員の紹介をさせていただきます。

4月1日付で職員の異動ということで、まず最初に私の後ろのほう、皆さん向かって右後ろのほうになりますが、赤間隆之危機管理監兼総務課環境防災班長であります。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 赤間です。よろしく願います。

○総務課長（熊谷清一君） 次いで、皆さんから向かって左奥になりますが、伊藤政宏選挙管理委員会事務局長であります。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） 伊藤でございます。よろしく願います。

○総務課長（熊谷清一君） また、27年、ことしの1月1日付で2名が参事に昇格して議会のほうに出席しておりますので、改めて紹介させていただきます。

まず、太田 雄総務課参事兼総務管理班長であります。

○総務課参事兼総務管理班長（太田 雄君） よろしく願います。

○議長（櫻井公一君） 児玉藤子教育委員会教育課参事兼学校教育班長であります。

○教育課参事兼学校教育班長（児玉藤子君） よろしく願います。

○議長（櫻井公一君） なお、本日でありますけれども、小池教育長が欠席しております。小池教育長につきましては、本日、景観法10周年記念ということで、松島町が応募しました都市景観大賞の中の「景観づくり活動部門」において大賞、国土交通大臣賞を受賞したということで、本日東京のほうで表彰式があるということで、教育長に出席していただきましたので、本日は欠席しております。

以上、お知らせ申し上げます。

○議長（櫻井公一君） それでは、平成27年第2回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせをいたします。松島町磯崎 XXXXXXXXXX 外4名の皆様でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、12番高橋利典議員、13番阿部幸夫議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの6日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの6日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、挨拶と行政報告をお願いいたします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず最初に、声がなかなか出ておりませんので、しばらくぶりで大きな声を出しますので、ご了承いただきたいと思います。

本日、第2回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様方には、議会定例会にご参集をいただきまことにありがとうございます。再び皆様方のご尊顔を拝することができまして、大きなお喜びとするところでございます。

このことについてでございますが、去る4月9日に、東北大学病院で2回目の手術となる十二指腸を中心とする周辺臓器の切除と縫合を行いまして、無事に成功いたしました。術後、その養生と、消化器系統に手を入れたことによる食事のリハビリが必要ということでもって入院治療をしていたものでございます。若干の紆余曲折もございましたけれども、総体として術後の経過も良好に推移しておりまして、現在に至っているというところでございます。

この間、町民の皆様方や議会の皆様方には多々ご迷惑をおかけしたものと存じます。この場をおかりしましておわびと御礼を申し上げる次第でございます。

昨年12月と今回の4月の2度の手術によりまして腫瘍痕の摘出が全て終わりました。私としては後顧の憂いなく町政に励み、職員も一体となりながら、町民の皆様や議会の皆様と一

緒になって震災の復興と新しいまちづくりに邁進する考えでございますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が5件、専決処分の承認が4件、条例の一部改正が4件、その他の議案が4件、平成27年度補正予算が4件、人事案件が3件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、お手元に配付しております町政の諸報告等につきましては、副町長より説明申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 初めに、本日資料として配付いたしました都市景観大賞の概要からご説明を申し上げます。

去る5月26日、国土交通省において、本町が平成27年度都市景観大賞「景観づくり活動部門」における大賞である国土交通大臣賞を受賞したことが記者発表されました。受賞理由としては、景観計画の策定過程において、景観重点地区を対象とした勉強会の取り組みなどが評価されたものであります。

また、町民福祉課所管、松島町子ども・子育て支援事業計画ほか3件及び健康長寿課所管、松島町高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画書ほか1件を配付しております。これらの事業計画については、今後も町の重要施策として議会のご意見をいただきながら進めてまいりますので、計画推進に向けてご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、2月6日、国土地理院から全国の市町村別面積が発表され、本町の公表面積が54.04平方キロメートルから53.56平方キロメートルに変更となりました。変更の理由としては、国土地理院による面積値の計測方法が、昭和63年度時点の2万5000分の1地形図をもとに算定する方法から、計測の基礎となる地図をより高精度な電子国土基本図に変更したことによるものであります。

次に、6月3日に復興庁から、平成28年度以降の復興事業に係る自治体負担の対象事業及び水準について公表されました。このことを受け、平成28年度以降の復興事業に係る町負担額の試算をいたしましたので、本日、議会定例会後に開催されます議会全員協議会で報告させていただきます。

それでは、お手元に配付しております平成27年度3月6日以降の町政の諸報告につきまして簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。3月6日に第1回松島町議会定例会を招集し、20日までの会期において地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定、平成27年度一般会計補正予算等の議案をご審議いただき、承認をいただきました。同日、議会全員協議会において、高城枝1号線避難道路整備事業に係る用地交渉の経過について報告させていただいたところであります。

3月15日には、松島運動公園多目的広場に人工芝のグラウンドが整備されたことに伴い、完成式典を挙げてまいりました。

3月18日には、国土交通省、松島町長、地元建設業団体などとの意見交換会が開催され、復興事業や今後のまちづくりを進めていく上での課題等について意見交換を行いました。

3月24日には、第3回松島町総合計画審議会を開催し、長期総合計画における将来像と計画の柱について説明し、ご意見をいただきました。

また、同日、松島町景観審議会を開催し、景観計画の運営状況についてを報告し、ご意見をいただいたところであります。さらに同日、松島町防災会議を開催し、地域防災計画についてご意見をいただきました。なお、ご意見をいただいた箇所については、後日、修正を加え、議員の皆様を初め関係機関へ計画書を配付しているところであります。

3月25日には、松島町児童館と屋外多目的運動場が完成したことに伴い、開所式を挙げてまいりました。

3月26日には、町内で初となる災害公営住宅が華園と美映の丘に完成したことに伴い、入居式を挙げてまいりました。

同日、株式会社サイネックスと松島町くらしの便利帳共同発行に係る協定書調印式を行い、この便利帳は行政情報、地域情報のほか日常に役立つ情報を一冊にまとめたもので、ことし11月ごろに町内のご家庭への配布を予定しております。

同日、第1回松島水族館跡地活用検討委員会を開催いたしました。なお、県では平成27年度に跡地利用について検討の場を設けることから、町としての意見集約を図ってまいります。

3月27日には第2回松島町都市計画審議会を開催し、仙塩広域都市計画下水道の変更についてご審議をいただき、ご承認をいただきました。

新年度になりまして、4月2日には松島第五幼稚園の完成に伴い、開園式を行いました。

4月12日には、竹下復興大臣による宮城県知事及び県内関係市町村長との意見交換会が開催され、平成28年度以降の復興事業についてのあり方についての意見交換を行いました。

5月25日には宮城・広島両県知事会議が開催され、その中で本町との懇談が設けられました。

懇談では、日本三景観光連絡協議会の取り組みや平成26年7月に締結した日本三景災害相互支援協定が話題となりました。

5月30日には、東日本大震災以降休止となっていましたJR仙石線、高城町から陸前小野駅間までの運行が再開され、4年2カ月ぶりとなる全線開通を祝して記念式典が挙行されました。また、東北本線を経由して仙台と石巻間を最短52分で結ぶ仙石東北ラインも開業されました。

同日、塩釜地区消防事務組合第1回住民代表者懇談会が開催され、新斎場建設について住民の方々と協議をされました。

6月7日には、長島復興副大臣、宮城県知事、県内関係市町が出席のもと、復興・創生期間の復興事業のあり方に関する意見交換会が開催されました。会議では、前段でも申し上げました平成28年度以降の復興事業に係る自治体負担の対象事業及び水準について復興庁から説明を受け、意見交換会が行われました。

6月8日には、交通死亡事故ゼロの2年間の記録を達成したことから、宮城県知事から褒状と宮城県警察本部長から讃辞をいただきました。

6月9日には行政区長会議を開催し、本年度主要事業を説明し、また、地域の状況等について意見などをいただいております。

次に、要望等でございますが、4月12日に宮城県、宮城県市長会及び宮城県町村会の連名で、竹下復興大臣に対し、集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続を求める要望ほか1件につきまして、要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） これで町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は印刷をしてお手元に配付しております。

概要だけ申し上げたいと思います。

1、出納検査・監査についてであります。3月25日、4月22日、5月22日に例月出納検査の報告をいただいております。

2番目に、請願・陳情・意見書等の受理は2件であります。内容は記載のとおりであります。

3つ目としまして、請願・陳情・意見書等の処理であります。1件を処理しております。内容は記載のとおりであります。

4点目といたしまして、国・県に対する要望等であります。記載のとおり、東日本大震災の集中復興期間の延長と特例的な財政支援の継続について要望をしております。

5番目としまして、会議等ではありますが、3月6日の平成27年第1回松島町議会定例会を含め総件数80件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

6点目としまして、議会だよりの発行であります。5月1日に「まつしま議会だより」第122号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆様には大変ご苦労さまでした。

7点目といたしまして、議員・委員派遣についてであります。3月14日に国連防災世界会議パブリック・フォーラムが開催され、委員5名を派遣しております。

4月15日に松島医療生活協同組合まつしまくらしの助け合いの会と松島町議会議員との懇談会が開催され、議員8名を派遣しております。内容は記載のとおりであります。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合議会の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付いたしました一部事務組合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会の報告とさせていただきます。

なお、3月定例会以降に開催されました一部事務組合等の議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会です。

以上で、一部事務組合議会の報告を終わります。

---

#### 日程第4 陳情第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情 について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、陳情第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情についてを議題とします。

本件につきましては、平成27年第1回定例会に陳情が提出され、第2常任委員会に付託し、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。5番後藤良郎委員長。

○5番（後藤良郎君） 5番後藤でございます。

それでは、第2常任委員会陳情審査報告書を読み上げさせていただきます。

- 1、件目 陳情第1号 「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情」
- 2、審査の期日・場所 平成27年3月24日火曜、301会議室、ほか記載のとおりであります。
- 3、出席委員であります。小幡公雄委員、ほか記載のとおりであります。

出席を求めた者 陳情者、B型肝炎被害対策東北弁護士事務局長、弁護士■■■■氏。同じく、弁護士■■■■氏であります。

- 5、採決の結果 採択すべきものであります。

6、審査の概要であります。

平成26年9月定例会に配付扱いされたものでありますが、平成27年2月18日に再受理、平成27年3月6日、当委員会に付託された陳情第1号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情」に関する審査の概要は次のとおりであります。

当委員会では、審査を行うに当たって、陳情者に参考人として出席を求め、陳情の趣旨及び内容について説明を受け、その後に意見交換を行いました。

現在、我が国におけるウイルス性肝炎患者は350万人以上と推定をされ、国は抗ウイルス療法について医療費助成を実施しているところであります。

しかし、国が実施する医療費助成の対象は、インターフェロン治療、核酸アナログ製剤治療など、一定の抗ウイルス療法に限定されていることから、これらの治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等極めて高額であるにもかかわらず助成対象外となっている状況であります。そのため、より重篤な病態に陥り、就業や生活にも支障を来し、経済的・社会的にも逼迫している状況にあり、一層の行政的・社会的支援が求められている、そのような状況であります。

また、肝硬変を中心とする肝疾患も、身体障害者福祉法上の障害認定の対象とはされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度では肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところであります。

そこで、本人に責任なく予防接種等によって肝炎ウイルスに罹患し、非常に重篤な症状が発症している肝硬変・肝がん患者に、医療費助成制度の創設と身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることを求める意見書を国及び政府に対し提出してほしいというのが陳情の趣旨であります。

参考人からの説明を受け、その後に質疑を行いました。

主な内容は以下のとおりであります。

参考人の説明。

- 1、B型・C型肝炎は完治するのか。早期に治療することで改善される。
- 2、母子感染の対策はどうなっているのか。B型肝炎で妊婦に対する検査が行われており、感染がわかった場合に予防措置がとられており、効果が出ている。

3、B型肝炎の治療で核酸アナログ製剤を使用した場合、費用はどれぐらいになるのか。3カ月の薬剤費が約8万7,000円、3割負担の方で約2万6,000円である。

4、身体障害者手帳の認定基準はどうなっているのか。緩和する方向性が示されつつある。治療法の適用とならない肝硬変・肝がんの患者は、高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能等の生活困難に直面しているため、肝硬変・肝がんを含む全ての肝炎医療に対する医療費助成の拡充や身体障害者福祉法に基づく肝疾患の障害認定については基準が極めて厳しいため、肝炎患者に対する生活支援の実効性が発揮されておらず、早急に基準の緩和、見直しを行ってほしいという陳情であり、趣旨は十分理解できるものであります。

採決の結果、全会一致で採択すべきものと決せられました。

以上で報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより陳情第1号を採決します。陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、陳情第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情については採択することに決定されました。

---

日程第5 報告第2号 平成26年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、報告第2号平成26年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第2号平成26年度松島町一般会計繰越明許費繰越計算書について、副町長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） それでは、報告第2号の計算書について説明をさせていただきます。

2款総務費第1項総務管理費の復興支援定住促進事業につきましては、申請者2名分の住宅

の建築工事について、年度内完成が見込めないことから繰り越した事業ではありますが、平成27年9月下旬までには全て完了する見込みとなっております。

景観形成推進事業につきましては、申請者1名分の店舗の新築工事について、年度内の完了が見込めないことから繰り越しをした事業ではありますが、平成27年6月下旬までに完了する見込みとなっております。

旧高城公会堂解体改修事業につきましては、請負事業者の決定に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越しをした事業ではありますが、平成27年4月に完了しております。

復興まちづくり支援事業（パノラマハウス）整備事業につきましては、事業推進により年度内完了が見込めないことから繰り越した事業ではありますが、平成27年6月下旬に完了する見込みとなっております。

松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業（避難場所：西行戻しの松公園）につきましては、ほかの復興事業との兼ね合いから年度内完了が見込めず繰り越した事業ではありますが、平成27年7月下旬に完了する見込みとなっております。

松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業（避難所：石田沢地区）、松島東浜地区避難場所整備事業及び漁業集落復興効果促進事業並びに松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業（避難場所：三十刈地区）につきましては、事業の進捗により年度内の完了が見込めないことから繰り越した事業ではありますが、平成27年7月下旬に完了する見込みとなっております。

漁業集落防災機能強化事業（手樽地区）につきましては、事業進捗により年度内完了が見込めないことから繰り越した事業ではありますが、平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区等避難施設整備事業及び備蓄倉庫整備事業につきましては、建設予定地の用地測量、地権者等の協議に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業ではありますが、平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

高城地区津波避難施設整備事業につきましては、建設工事について事業進捗により年度内完了が見込めないことから繰り越した事業ではありますが、平成27年6月上旬に完成し、9月下旬までに周辺環境整備事業が完了する見込みとなっております。

耐震性貯水槽整備事業につきましては、整備箇所の地質調査等に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業ではありますが、平成27年8月下旬までに完了する見込みとなっております。

地域住民生活等緊急支援事業につきましては、平成26年度国の補正予算第1号に伴う「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に基づく事業として10事業を実施するものであり、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。全て平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

6款農林水産業費3項水産業費の漁港施設機能強化事業につきましては、古浦・名籠・銭神漁港の用地かさ上げ工事について、漁業協同組合との協議やほかの事業との調整に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

漁港海岸・海岸保全施設築造事業につきましては、古浦・銭神漁港海岸の防潮堤整備事業に係る積算・施行監理業務及び防潮堤整備工事について、JR等との協議に時間を要したことに伴い年度内完了が見込めず繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

磯崎漁港共同利用施設復興整備事業につきましては、測量設計業務及び建設工事について、漁業協同組合との協議に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

8款土木費2項道路橋梁費の橋梁長寿命化対策事業につきましては、橋梁補修工事について、復旧・復興事業の需要増加に伴う入札不調が続いたことにより年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

町道内町線・内町支線道路整備事業の道路照明灯設置工事につきましては、関係地権者等との協議に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区避難路整備事業及び高城・磯崎地区避難路整備事業につきましては、用地買収等について、事業用地地権者との交渉に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

5項都市計画費の根廻・磯崎線道路整備事業（根廻地区）につきましては、測量設計業務について、文化庁との特別名勝松島の現状変更協議に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成27年12月下旬までに完了見込みとなっております。

6項住宅費の宅地かさ上げ等事業費補助金につきましては、申請者2名分のかさ上げ等の工事について年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成27年9月下旬までに全て完了する見込みであります。

11款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費の農業用施設災害復旧事業につきましては、排水路の災害復旧工について、復旧・復興事業の需要増加に伴う入札不調が続いたことにより年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成27年6月下旬までに完了見込みとなっております。

2 項公共土木施設災害復旧費につきましては、道路・橋梁・河川・漁港に係る設計業務及び災害復旧工事について、労務・資材確保及び国等の関係機関協議に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上、一般会計繰越明許計算書について報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） それでは、報告が終わりましたので、報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今、報告を受けました。今回この報告、4号、5号、6号までですか、繰り越したまたは事故繰越という事業があります。この報告2号におきましては、26事業中10の事業について28年3月下旬までだということ、あと残りは27年度だと、こういうふうにあります。また3号、4号、それも28年度まで、事故繰越も28年度までと、幾らかこうやって後にありますが、これだけ多くの事業を行われまして、一生懸命取り組んでいる姿はわかるわけです。しかし、地元民にとってはいつまでなんだと、いつまで待っていればできるのかという思いがあると思うんですね。そういう中において、地元の人たちに対する説明、もしくは今度、行政員さんが新しくなりましたね。新しくなった行政員さん、区長さん、こういう方々に対して、この間は区長会がここで行われた。それでそういう説明があったかどうか分かりませんが、28年3月までおけると、そこまで完了すると、そういう報告とかなんかというのはそういう方にはおっしゃったんでしょうか、まず。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） まず初めに、区長会では町全体で災害復旧事業、あとは復興事業の進捗状況、これについては全体で説明をいたしました。あと、言われるとおり、私たち行政としても計画どおりに進めたいという気持ちはやまやまなんです。ただ、これは松島だけでなく、いろいろな諸事情があります。この間、復興副大臣にも言ったんですけれども、松島であれば特殊事情で何なのと。ただ、全体でどうなのと、いろいろな首長さんもいろいろな問題はあります。その中で、私たち町としては地権者との用地交渉、総論は賛成ですけれども、いざ自分となるとなかなか難しいという面もあると。松島町は復興事業全体は文化財の

網を全部かぶっていますから、そこの文化財との協議とか、あと一番要因は、公募をかけてもなかなか応募していただけないということがあります。先ほどもいろいろ入札不調になったということになると業者もいっぱいいっぱいではなかなか来ないということで、設計のボリュームを変えたり、中身を見直してもなかなかないということもありますので、そのところはご理解願いたいと思います。

あとは、路線ごとに住民の説明会はしていますけれども、その後の工事のこのようになってというじきじきで必要なのは認識しておりますので、そのところはあと建設課長からお答えいたします。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 今、副町長から言われたように、全体としてはおけているというのは認識されているというふうに思っております。個別個別については、説明会は一度はやっているんですけども、その後、なかなか用地交渉が進まないといった部分がございますので、地元の方は一応ある程度わかっているんですけども、あと発注しようという今度落札者がいないと、業者がないということがありまして、伸び伸びになっているということでございまして、できるだけ早く進めたいという気持ちはもちろん持っているんですけども、そういった部分をケアしながら今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それは議会のたびに執行部からの当然質問あればそのような答えが出てくるのはわかるんです。

それで、今回も今度の後のやつ、事故繰越というやつが12件ありましたね。そのうち28年3月までの完了見込みが3件あるわけですよ、事故繰越ね。今回ここに26事業のうち10事業が28年3月だと。この可能性を持っていくと、まだ10事業のうち何ぼかは事故繰越になるかもしれない、やむを得ない事情がたくさんある、そこも含めてね。そういうことで、これは業者から出された工程表に基づいて繰り越しになるということになると思うんです。そういうことになったら、私たち議会にもそういう資料はやっぱり示すべきだと私は思うんです。

それで、これは行政員、かかわる区長さんにもこの辺の説明はちゃんとすべきだと思うんです。でないと、区長さんは住民から言われるわけです、「何だや」と。区長はしょっちゅう来て、どうしたんだ、どうしてこんなにおくれるんだという、建設課長やなんかの、しょっちゅう行く区長さんだったら、行政員さんだったらある程度説明できると思います。そうできない、いろいろな諸事情の中で忙しいとか、そういうことでなかなかそういう情報がとれな

い行政員さん、区長さんもいらっしゃると。その中にはせめて区長さんにはそういう情報をちゃんと与えると、そしていつまでですよと、そういうことをその地区にかかわる事業は区長さんにはちゃんと説明することが必要だと思うんですけれども、その辺もう1回。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 言うことはわかります。ただ、諸事情で、いつまで終わりますというのは不可能というか、可能にしたいんですけれども、例えば1つの路線に地権者が10人いて、複数の方が反対となれば工事発注できないと、どうしようかということで、そのところを抜いて発注するとかいろいろ試行錯誤はしています。ですから、説明を区長さんとかにするのは確かに必要だと思います。ですけれども、いつまで終わるといえるのは言えないんですけれども、こういう事情でおくれて業者が決まらないとか、決まってようやくという、区長さん方には説明は必要だと認識いたしましたので、それは建設課とか水道事業所のほうでは説明します。ただ、いつまで終わるといって確約ができないというのが難しいところがありますので、いろいろ手法は考えています。工事の受注をいかにしていただくか、今の世の中というのは「いただくか」という感じなんで、あとは単価の見直しとかそれもすると。あと工事発注できない、先ほどの地権者とかいろいろなのがあれば、そこを分離発注して、そこだけを除いて発注しても今後のあれに影響するかどうかという、いろいろな試行錯誤はしていますので、よりそういうのを色川議員が言われるようなことも含めて進めていきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） いいですか。（「よろしくお願いします」の声あり）

それでは、ほかに受けます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声がありますので、質疑なしと認め、報告を終わります。

---

日程第6 報告第3号 平成26年度松島町下水道事業特別会計繰越明許繰越計算書  
について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、報告第3号平成26年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第3号平成26年度松島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、副町長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） それでは、報告第3号下水道事業の繰越計算書について説明をさせていただきます。

2款事業費1項下水道建設費の白萩地内の雨水路整備事業につきましては、平成26年度国の補正予算（第1号）に伴い平成27年1月に交付決定となった事業であり、年度内完了が見込めないことから繰り越しをした事業であります。平成27年9月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区下水対策事業につきましては、実施設計業務の進捗により調査測量設計業務及び用地買収について、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区外内水対策事業につきましては、実施設計業務及び小石浜地区の工事について、ほかの事業との調整、関係機関との協議に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

3款災害復旧費1項公共下水道施設災害復旧事業につきましては、浪打浜地区雨水管渠の災害復旧事業において関係機関との協議に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりましたので、報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

日程第7 報告第4号 平成26年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、報告第4号平成26年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第4号平成26年度松島町一般会計事故繰越し繰越計算書について、副町長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） それでは、報告第4号について説明をさせていただきます。

2 款総務費 1 項総務管理費の手樽地区復興まちづくり拠点施設整備事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、建設工事に係る資材不足及び物資の調達に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成27年7月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区復興まちづくり拠点施設整備事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、建設予定地の地権者との交渉に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、施設規模等の検討に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。実施設計業務について平成27年8月下旬までに完了見込みとなっております。

漁業集落防災機能強化事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、事業対象地の補償費調査等に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業（避難場所：三十刈地区）につきましては、昨年度繰り越した事業であり、事業対象地の用地交渉に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成27年6月下旬までに完了見込みとなっております。

6 款農林水産業費 3 項水産業費の漁港海岸・海岸保全施設築造事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、測量設計業務及び積算業務について J R 等との協議に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成27年7月下旬までに完了見込みとなっております。

8 款土木費 2 項道路橋梁費の町道手樽・富山駅線道路整備事業及び町道高城・松島線外 3 路線道路整備事業並びに町道上竹谷・高城線外11路線道路整備事業につきましては昨年度繰り越した事業であり、復旧・復興事業の需要増加に伴う入札不調、関係機関との調整等に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

5 項都市計画費の根廻・磯崎線道路整備事業（磯崎地区）につきましては、昨年度繰り越した事業であり、用地買収等について、事業用地、地権者との交渉に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

6項住宅費の災害公営住宅整備事業（磯崎地区）につきましては、昨年度繰り越した事業であり、調査設計業務に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成27年6月下旬までに完了見込みとなっております。

11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、労務・資材確保及び国等関係機関との協議に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） それでは、報告が終わりましたので、報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 2号で言いましたけれども、この4号が12事業ありますね、事故繰越。そのうち来年3月が5あるんですね、5事業かな。事故繰越で来年の3月、28年3月までだと、こういうことになると、相当かなり難しい事業、今、副町長答弁あったようにいろいろな諸事情でこのようにおくれるということはわかります、今答弁受けましたので。これ以上おくれるということはなかなかできないのかな、こう思っておるんです。そういうことになると、今の竣工率というんですか工事率というんですか、この28年3月まで確実に間に合うというような、そのような業者さんなり、職員が見て大丈夫だというようなことはどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 事故繰りにつきましては、余裕を持って来年の3月までということで一応書いておりますので、もう既に事故繰りの分は契約が終わって進んでいますので、大丈夫だろうと見込んでおります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的に当該年度で完了するのは当然です、やむを得ない場合は繰り越し。どうしてもやむを得ない場合は事故繰りということで、震災前は当然繰り越しでも余りなかった事業だと思うんですね。そういう場合は債務負担行為とか継続費を計上して長期的にやると。ただ、これは震災、4年3カ月たちましたけれども、松島町以外でも進行率というか、契約そのものも難しいというのは世の中の流れなんで、先ほどの話とダブリますけれども、言いわけを言いたいという気持ちがやまやまというのはあるんですよ。やっぱり松島だけではないと。ただ、松島はまだいいほうだということはあると思います。ただ、被災地でも

大きな事業であると大手が、大きな事業であるとかえって受けやすいというか、業者も入りやすいというのがあるんですけども、1億2億というのは今細かいということになっているので、そういうのは難しいということがあります。ただ、流れとしては年度内に終わりにしたいと。繰り越しはその年はその年に終わりたいと。事故繰りも先ほど説明したように、その年に終わりたいという気持ちはあって行政として進んでいる。ただ、これが今後どうなるかという、ほかの自治体も同じように、一回落とすと、そしてまた上げるということは松島町以外でも特殊な事情ということで、そういう仕組みにはなっております。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） はい。わかるんです。でも、中西建設課長は余裕を持ってと、答弁も余裕を持ってしゃべっていたからね、そういうことで安心はするんですけども、しかし事故繰越の来年28年3月まで完了と。ひょっとしたら翌年度にまた持ち越すと、こういう可能性もあるわけでしょう。2号でも、26事業に10事業が繰り越しですから、それもまた事故繰越になる可能性もあるわけですよ。今何回も同じことを言うんですけども、そういうことはこの計画の中には絶対ないんですか、課長。大丈夫ですか。いやいや、課長。まず課長。

○議長（櫻井公一君） それでは最初、高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 細部にわたっては課長が答えますけれども、職員は当然目標を持って仕事をするというのがありますから、だらだらはしないということなので、課長は職員に対してそう言っているんで、そういう思いを答えたのであって、実際は難しい面もあるということをご理解願いたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 絶対という言葉はなかなか難しい言葉だと思いますので、頑張りますということでご理解いただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） これで終わりますけれども、でも最悪、だめだったと、みんなが努力したんだけども諸事情でだめだったと、そういうことはもう1回おろすとかとさっき答弁ありましたけれども、どうなりますか。再度聞きます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 基本的に震災前は、色川議員も重々知っているとおりだめだよということなんですけれども、復興交付金というのは世の中で、先ほどの話とダブりますけれども、その事業を一回落として、もう1回同じ、要するに今、国で一部負担とかなんとかと地方自

治体に求めていますけれども、そういうのはいろいろありますけれども、同じように復興事業でもう1回上げると。要するに同じ対象事業費で上げて、もう1回発注するというのが流れです。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） そういうときは、もう認めないということはありませんよね。これが心配なんでね、事故繰越のまた繰り越しとか、そういうふうになって、認められませんか、そういうことはあるわけですかね。どうなのでしょう。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 基本的に事故繰りの事故繰りは一応だめだというのは、会計上、前からいろいろあったんですけれども、変えて一応延ばしてくれという話もあったんですけれども、だめだよという話になったので、そこは一旦打ち切りという形で、実務上、基本的には出来高をきちっと確認して変更契約するというので、そこで打ち切ります。残った分は改めて再発注という形になります。繰り越しでそこで年度で終わりますので、次の年度に予算をとって、残った部分を新しく入札するという形で一応発注するというのが原則という形で進んでいきます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今までですと国から補助金をもらって、普通の補助事業であればですね、補助金をもらって繰り越しかんとかやれば、もしだめだったら返せよということなんですけれども、やっぱり今回の震災は特殊事情ということもありますから、一旦松島の基金に積んで出したり入れたりしていますから、そういうことがあるんで、復興庁でこれだめだよというのはよほどのことがない限りはないと。ですから、今までの仕組みで、できなければ国に一回返して、もう1回もらったりということの手間がないというようなことが今回の大規模な震災ということなので、町の基金に一回入れて、そして事業を進めて、無理だったらもう1回基金に戻してもう1回発注するという、要するに町の基金の中であると。ただ、その分で、余ったり利息がついた分は当然精算して返さなければならないという仕組みはあります。

○議長（櫻井公一君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今余ったりということはありませんけれども、逆に足りなくなったと、工期が長くなってね、入札あるわけでしょう、入札あったと。そして事故繰りになったと。それで資材の高騰があったと。よくあるじゃないですか、補正予算また組んで云々かんぬん。

また何千万、何億の事業がふえると、そういうことも考えられるわけじゃないですかね。基金から取り崩し、今度松島町の一般の持ち出しが出てくるんじゃないかと、そういうことも心配されるんですけども、そういう心配はございませんか。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） そういう場合は、全体事業費として足りなくなったという場合について、また復興庁で協議いたしまして、単価、結局資材の高騰とかで事業費そのものが足りなくなったということは要求して、一応それをもらってもう1回発注という形でございます。（「そうならないように頑張ってください」の声あり）

○議長（櫻井公一君） それでは、次、太齋雅一議員。

○9番（太齋雅一君） 関連なんですけど、3月いっぱいまで工事発注されていた事業が延びる。そこで一回打ち切ったとなつて、再入札かけるといふような話が出たんですが、結局3月いっぱいまでの予算は、工事が終わらなくてもその業者は工事費は自分たちのものになる。ただ、再発注となれば、新たな予算を組んでその同じ事業に予算を組むような形になるんじゃないんですか。そういう予算は町の持ち出しに全てになってしまうんじゃないかなと思うんですが、その辺はないんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 私たちの説明の仕方が悪かったんですけども、例えばことし発注してことし中に終わらないと、来年の3月に議会に報告して繰り越ししたいと。来年の今の時期に繰り越し計算書をするということがあります。ですから、一つの契約はずっと同じで、100万だったら100万を契約であります。内容が変われば、工種が変わればそれは別ですよ。中身が同じだったらそのまま。じゃあとは業者が完成するまでお金もらえないのかと、途中で全部払うのかと、行政、いろいろなパターンがあります。そういうのはない。途中で出来高検査というのがありますから、そこでできた分の、100%ではないですけども、ある程度それに近い形のお金を一部払うと。要するに今発注して100とすると、来年の3月は50前後、半分しか終わっていないということになれば50に近い形だけの検査を受けて、ほしいとなれば出来高で、あっちから請求来ればですね、その内数で払うと。残は完成した後ということになります。

○議長（櫻井公一君） 太齋議員。

○9番（太齋雅一君） それでは、結局、3月末日までに本来の工事発注者に対する支払いというのは何割まで、ほとんど3月末の工事期間という工事であれば、ほぼ業者に工事費、終了

後に支払う金もあるのか、工事終了前に全て払うのか、その辺の関係はどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 町の条例とかあと建設、契約条項が一番なんですけれども、基本的には前払いをやり、落札したら前払い。あとは、途中で期間が長い場合、出来高やり。あとは完成したら、完成検査が終わって手直しとかがないということで検査員がオーケーになって、その後に請求書を業者からもらいます。その請求書の何日以内に役場で払うというのが仕組みですから、完成してすぐ払うということはない。完成をして、検査をして、手直しとか不備がなければオーケーとなって業者から請求書もらって、その分を払うという流れです。

○議長（櫻井公一君） なければ、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

ここで、進行上、休憩をとりたいと思います。

再開を11時15分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

---

日程第8 報告第5号 平成26年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、報告第5号平成26年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第5号、このことについて副町長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 報告第5号平成26年度松島町下水道事業特別会計事故繰越し計算書について説明を申し上げます。

2款事業費1項下水道建設費の松島地区外内水対策事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、調査測量設計業務について関係機関との協議に時間を要し、年度内完了が見込

めないことから繰り越した事業であります。平成27年9月下旬までに完了見込みとなっております。

3款災害復旧費1項公共下水道施設災害復旧費の公共下水道施設災害復旧事業につきましては、昨年度繰り越した事業であり、用地買収及び関係機関との協議に時間を要し、年度内年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成28年3月下旬までに完了見込みとなっております。

以上で下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりましたので、報告事項について質疑を受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

日程第9 報告第6号 平成26年度松島町水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、報告第6号平成26年度松島町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

報告書の朗読を省略し、説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第6号平成26年度松島町水道事業会計予算繰越計算書の提案理由を申し上げます。

1款資本的支出1項建設改良費の二子屋浄水場実施設計業務委託につきましては、関係機関との協議等に時間を要し、年度内完了が見込めないことから繰り越した事業であります。平成27年9月下旬までに完了の見込みとなっております。

以上で水道事業会計予算繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりましたので、報告事項について質疑があれば受けたいと思います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

日程第10 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（松島町町税条例等の一部改正）

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第53号専決処分の承認を求めることについてを議題とし

ます。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第53号、松島町町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、副町長より専決処分の理由及び改正内容について説明させます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行されるものについて専決処分を行ったところがあります。

主な改正内容であります。個人住民税につきまして、平成27年4月1日以後のふるさと納税について、確定申告が不要な給与所得者が行った場合、それに係る寄附金控除をワンストップで受けられる特例的な仕組みが導入されたことに伴い、その手続関係を規定したものであります。

固定資産税につきましては、現行の土地の負担調整措置を平成29年までの3カ年間延長するものであります。

軽自動車税につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を新設したことと、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車等に係る税率について、その適用開始時期を1年間延長させたものであります。

以上で専決処分の理由及び改正内容について説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、説明させていただきます。

改正事項につきましては、条例に関する説明資料及びその説明資料の後に添付してある資料により税目別に主なものについて説明します。

まず、第1条の松島町町税条例の一部改正についてであります。

1の個人住民税の附則第7条の3の2の改正につきましては、住宅ローン減税措置関係であります。現行の住宅ローン減税の措置は、消費税を5%から8%に引き上げたときの措置でありまして、今回、消費税10%への引き上げが延長されたことに伴いまして、現行の措置を

その期間、所得税と同様に延長するものであります。

次に、附則第9条についてであります。ふるさと納税に係る手続の特例を規定したものであり、その仕組みは、5ページの次のページのふるさと納税ワンストップ特例制度の創設に図解してありますので、それを、お手数ですがごらんください。

この制度は、いずれ自宅のパソコンなどで自分の情報が入手できるようになるマイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化、具体的なものにつきましては現在も国のほうで設計中であり、詳細はわかりませんが、具体的なものは国で今検討中とあります。これを活用できるまでの間の特例的な仕組みとして、ワンストップ特例が導入されたものでございます。

その内容につきましては、今までは左下の図のとおり、ふるさと納税に係る寄附金控除を受ける場合は、必ず所得税の確定申告が必要でありました。それを右の図のとおり、確定申告が不要な所得者、一般的にはサラリーマンを対象にしていますが、①のところでありましたが、ふるさと納税者が納税にあわせて寄附金控除の申請の要請をふるさと納税を行う団体に行うことができるようになりました。

次に、②のところでありましたが、ふるさと納税を受けた団体は、ふるさと納税者の住所所在地の市町村に対して納税者の情報等を通知することになります。そして、その通知書を受けた市町村では、その情報等をもとに計算し、ふるさと納税に係る所得税の寄附金控除分も含めまして、翌年度の住民税から控除することになります。これがワンストップ制度の概要でございます。

お手数ですが、説明資料の1ページに戻ってください。

今お話ししたことが、手続関係が主なんですけれども、それを規定したものが附則第9条と、次の2ページの附則第9条の2でございます。

次に、2ページの2の法人住民税であります。法人住民税均等割の税率区分の資本金等の額を法人事業税における資本割の課税標準に統一化するための改正などがございます。

次に、3の固定資産税であります。3ページをごらん願います。

3ページの一番上の附則第10条の2のわがまち特例関係でございます。7項の新設規定であります。「平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に新築された高齢者の住居の安全確保に関する法律に該当するサービス付き高齢者向け賃貸住宅」に係る固定資産税の減額措置の割合を、国が参酌すべき基準とする3分の2としたものでございます。

次に、附則第11条から次のページの附則第13条までの固定資産税の規定とその下の4の特別土地保有税の規定に関しましては、土地の負担調整措置関係でございます。

条文としての改正内容は、現行の仕組み、土地の負担調整措置を3年間延長するための改正であり、年度変更等の改正となります。この負担調整措置とは、バブル期の地価上昇に市町村の評価が追いつかなかったことなどにより、土地間でのバランスが生じ、これを是正するために平成6年度に評価の均衡化などを目指し導入されたもので、その仕組みを簡単に言いますと、長い期間をかけまして、評価価格に対し税負担の高い土地につきましては引き下げまたは据え置きをし、逆に価格に対して税負担が低い土地については緩やかに負担を引き上げていながら、長い期間をかけまして税負担の均衡化を図るものでございます。

松島町の平成26年度における負担調整措置の状況について申し上げますと、なだらかに税負担を引き上げていく措置や据置措置という調整措置の適用となるものは住宅用地では約9.7%、商業地等では約6.2%であります。逆の言い方をしますと、90%以上が負担調整措置の対象となっていない本則課税の宅地ということになります。

このようなことから、松島町においては徐々に評価額を上げる負担調整措置の適用を受けるものは10%であります。このため、地価の下落が税収の減、減額に直結するものとなっている状況でございます。

次に、4ページをごらんください。

4の特別土地保有税につきましては、固定資産税と同様の趣旨による改正であります。なお、この保有税につきましては、平成15年度から課税停止になっております。

5の軽自動車税につきましては、附則第16条関係であります。この規定は一定の環境性能を有する車について税金を軽くする規定を新設するものでございます。この対象となるものは、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査、27年4月以降の新規取得された新車からの適用となるものでございます。

また、その下の第2条の一部改正条例の一部改正につきましては、昨年度条例改正し、平成27年度以降に適用することになっていた原付などの税率について1年間延長し、平成28年度から適用するための改正でございます。また、地方税法改正に伴う条文の整理のための改正もあわせて行うものとなっております。

軽自動車税の具体的な税額につきましては、3枚ほどめくっていただくとA3の資料、軽自動車等の税制改正という資料がありますので、そちらをごらんください。

まず、青色で着色しているところの数字は、昨年度の条例改正で決まったものでございます。緑色の着色のところの数字は、今回の改正にかかわるものでございます。

中ごろの「H27」の列をごらんください。

今回の改正がなければ、青色の着色のとおり、例えば①の50ccの原付であれば26年度の1,000円から2,000円に上がるものでありましたが、今回の改正により現状の税額になりました。ただし、先ほども話したとおり、この措置は1年間適用延期しただけでございますので、28年度からは税金が引き上がることとなります。

次に、右端の「H28のみ」の欄をごらんください。これは税金を軽くする経過に係るものがあります。この改正では、28年度1年のみの適用となります。対象基準別の税額は記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第53号を採決します。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第53号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

---

#### 日程第11 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（松島町都市計画 税条例の一部改正）

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議案第54号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第54号、松島町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、副町長より専決処分の理由及び改正内容について説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日から施行されるものについて専決処分を行ったところで

あります。

改正内容については、都市計画税の負担調整措置について、従来から固定資産税と同様の措置が講じられており、松島町町税条例等の一部を改正する条例、議案第53号で行われた固定資産税における措置と同様に、現行の土地の負担調整措置を平成29年度までの3年間延長するためのものであります。

また、地方税法の改正により、本条例において引用する地方税法の条項の追加や条項ずれに対応するためあわせて改正を行ったものであります。

以上で専決処分の理由及び改正内容についての説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第54号を採決します。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第54号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

---

日程第12 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（松島町国民健康保険税条例の一部改正）

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議案第55号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第55号、松島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、副町長より専決処分の理由及び改正内容について説明させます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、松島町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分を行ったところであります。

改正内容につきましては、基礎課税額に係る限度額を52万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を17万円に、介護納付金課税額に係る限度額を16万円に改めるものであります。

さらに、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を5割軽減は26万円に、2割軽減は47万円に改めるものであります。

以上で専決処分の理由及び改正内容についての説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 専決処分の承認を求めることについて、説明をさせていただきます。

説明資料の横のA4判のこれを見ていただきたいというふうに思います。図のほうです。これによって説明をさせていただきます。

ただいま説明いたしました内容につきましては、資料の上の部分に課税限度額をあらわしている表を表記してあります。改正前、改正後というふうにあらわしております。

改正前の課税限度額、基礎課税額につきましては51万円、後期高齢者支援金等課税額が16万円、介護納付金課税額14万円となっております。今回の改正によりまして、右側になりますが、基礎課税額が52万円、後期高齢者支援金等課税額が17万円、介護納付金課税額が16万円に引き上げとなっております。

この表の左の下、①課税限度額影響世帯数を見ていただきたいと思います。これによって影響を受ける世帯数、平成26年度実績になります。基礎課税額は引き上げ額1万円で、影響世帯数は4世帯、後期高齢者支援金等課税額は引き上げ額が1万円で、影響世帯数は11世帯、介護納付金課税額は2万円引き上げで、影響世帯数は1世帯となると見込んでおります。

次に、軽減判定基準の見直しということで、中ほどに四角に囲んだところが課税前・課税後ということであらわしているところでございます。

改正の内容につきましては、5割軽減基準額の被保険者数に乗ずる金額が、これまで24万5,000円となっておりますが、改正後は26万円に、そしてまた、2割軽減基準額の被保険者数に乗ずる金額が45万円から47万円に見直しをいたします。

これについては、右側の下の表を見ていただきたいと思います。軽減該当世帯数となります。26年度実績で見た場合には5割軽減世帯で16世帯、2割軽減で4世帯がふえる見込みという

ふうな状況になります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑を受けます。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 毎回同じようなことを聞いているんですが、課税限度額の引き上げ、全体で4万円の引き上げということで、これまで81万円だったのが85万円と、こういうふうになるということなので、こここのところのいわゆる影響額、どのぐらいに見込めるのかというところと。

それから、軽減の関係でも影響世帯数で見ると5割軽減で16世帯、2割軽減で4世帯ということで、本当に軽減をしたということに値するのかなと、この数字だけ見るとね。ちょっとあめっこをなめさせられたのかなという感じがするような数字ではあるんですが、このことによってどれぐらいの軽減額となっていくのか、その辺わかれれば教えてください。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 課税限度額の補助の影響額になりますが、64万円、そしてまた、今、軽減世帯ということで、こちらの影響額20世帯分につきましては71万円。全体での影響額としては7万円の軽減世帯分が多いというふうには見ております。

○議長（櫻井公一君） それでは、ほかに質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第55号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

---

日程第13 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（松島町介護保険  
条例の一部改正）

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議案第56号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第56号、松島町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、副町長より専決処分の理由及び改正内容について説明させます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 地域による医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の一部改正により、市町村は平成27年4月から、政令で定めるところにより公費で低所得者の第1号保険料の低減を行うこととされました。

これを踏まえ、介護保険法施行令の一部改正が4月10日に公布されたことに伴い、介護保険条例の一部を改正するものであります。

その施行日が平成27年4月10日であることから、専決処分したものであります。

改正内容につきましては、第1号被保険者の第1段階の保険料について、平成27年度から平成29年度までの各年度において3万480円を2万7,432円に、3,048円引き下げるものであります。

以上で専決処分の理由及び改正内容についての説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 本間健康長寿課長。

○健康長寿課長兼高齢者支援班長（本間澄江君） それでは、条例に関する説明資料のほうをごらんいただきたいと思います。

条項、第2条第2項になります。第2条第1項第1号に挙げる第1号被保険者の保険料に公費、国2分の1、県4分の1、町4分の1を投入し軽減強化を行い、平成27年度から29年度までの各年度において基準額に乗じる割合を0.5から0.05減じて0.45に変更し、3万480円から2万432円に、3,048円引き下げるものであります。

対象者につきましては740人で、総額で225万5,520円の見込みとなっております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論の参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第56号専決処分の承認を求めることについては承認することに決定しました。

---

日程第14 議案第57号 暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第57号暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第57号暴力団の利益となる公共施設の使用等の制限に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、暴力団の利益となる使用等を制限する公共施設に松島町復興まちづくり支援施設、松島町児童館及び松島町避難施設を追加することに伴い改正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第15 議案第58号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第58号松島町町税条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第58号松島町町税条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴う改正であり、同年4月1日以前から施行させるものについては専決処分しましたが、その他の改正必要事項について改正するものであります。

主な改正内容につきましては、副町長より説明させます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 主な改正内容であります。町民税、固定資産税、軽自動車税などの減免申請期限を、現行の「納期限前7日」までを「納期限」までに改正し、当該申請期限を延長するものであり、たばこ税につきましては、旧3級品の製造たばこに係る特例税率を段階的に廃止するもので、その改正は激変緩和等の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに4段階で税率を引き上げるものであります。

また、これに伴い、旧税率で仕入れた旧3級品の製造たばこを新税率引き上げ後の価格で販売した場合の措置として、卸売販売業者や小売り販売業者に対して手持ち品課税を行う経過措置を規定するものであります。

以上で主な改正内容についての説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） それでは、改正事項の主なものについて、条例に関する説明資料により説明させていただきます。

なお、説明内容に関して、今、副町長のお話にあったことと重複する部分がありますけれども、ご了承お願いいたします。

まず、1ページの減免申請期限の改正についてであります。減免申請期限につきましては、現行においては各税目全てが納期限前7日となっておりますが、今回の国の通知、その国の通知の内容は申請期限を一律にする必要はなく、各市町村の判断により弾力的に取り扱うべきものというものでございました。この通知を受けまして、申請期限を最大に延長するため、その期限を納期限とするものでございます。これは全ての税目について同様でございます。このため、国保税につきましても次の議案59号で同様の改正を行うものとなっております。

次に、減免申請期限を除く改正内容について、税目別にお話しします。

1ページの下の方の個人住民税の第33条第2項につきましては、2ページになりますけれども、所得税法改正により、国外転出の場合の譲渡所得の規定が新設されました。この所得税の規定は、一定の高額資産家を対象に、出国時に未現実の利益に対し特例的に課税するものでございます。しかし、個人住民税につきましては、年の途中で出国した者につきましては賦課期日の関係から課税することはできないものとなります。このため、国外転出の場合の譲渡所得の所得税の規定は適用することはできませんので、その旨を規定したものでございます。

次の（2）の法人町民税につきましては、地方税法第292条第1項第14号に恒久的施設の定

義規定が新設されたため、法人税法の規定ではなく、同じ地方税法の定義規定を使用するための用語の変更でございます。

次に（３）の町たばこ税であります。附則第16条の２の削除規定は、旧３級品の製造たばこに係る特例税率を廃止するためのものがございます。

改正条例附則第３条第２項につきましては、激変緩和などの観点から、平成28年４月１日から平成31年４月１日まで４段階で税率を引き上げるものがございます。

その町たばこ税の税率はここに記載してあるとおりでございます。

なお、国などの税率につきましては、説明資料の後に添付しております。

次に、改正条例附則第３条第４項以降につきましては、段階的な税率の引き上げに際しては旧税率で仕入れた製造たばこを新税率引き上げの価格で販売した場合、新税率と旧税率の差に相当する額を不当に利得することが考えられ、これを防止するため、これまでも国と地方が協力しながら手持品課税を行ってきましたが、今回も同様のことを行うための経過措置を規定したものでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第16 議案第59号 松島町国民健康保険税条例等の一部改正について  
(提案説明)

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第59号松島町国民健康保険税条例等の一部を改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第59号松島町国民健康保険税条例等の一部改正について、提案理由を申し上げます。

国民健康保険税の減免申請期限を、現行の「納期前7日」までを「納期限」までに改正するものであります。また、平成25年9月の改正における附則第14項のうち、「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」の改正について、施行期日を「平成29年1月1日施行」から「平成28年1月1日施行」に改正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第17 議案第60号 松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改

正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第60号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第60号松島町避難施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、高城避難所の建設に伴い、本条例に当該施設を加えるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第18 議案第61号 指定管理者の指定について（提案説明）【白萩避難所】

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第61号指定管理者の指定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第61号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

白萩避難所の指定管理者の指定について、松島町磯崎区を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） それでは、指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

白萩避難所につきましてはことし3月に完成し、4月から町が管理運営をしております。

指定管理者につきましては、以前より磯崎区との話し合いを行っていましたが、区の役員改選などもあり今回の申請となっております。

申請内容につきましては、地域のサークルなど多くの人に利用してほしいこと、前の白萩会館の利用料金が時間区分当たり500円、1日当たり1,000円であったことから大きな値上げはできないとして、利用料金を時間区分当たり1,000円としております。また、町や地域の行事に使用する場合は、利用料を免除する内容となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第19 議案第62号 和解及び損害賠償の額の決定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第62号和解及び損害賠償の額の決定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第62号和解及び損害賠償の額の決定について提案理由を申し上げます。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故の概要等につきましては、副町長より説明させます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） それでは、事故の概要につきまして、平成25年11月21日午後5時30分ごろ、松島町文化観光交流館脇の町道において、歩行者がふたの外れているますへ足を踏み外し負傷したものであります。

和解内容及び損害賠償額につきましては、町が相手方に対し損害賠償金26万3,290円を支払うものであります。

以上で事故の概要についての説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） それでは、私のほうから詳細につきまして説明させていただきます。

初めに、和解の相手方になります菅原紀久子さんにつきましては年齢が74歳でありまして、このたびの事故につきましては大変申しわけないことと思っております。今後は、町道の安全管理になお一層努めてまいりたいと考えております。

それでは、事故の発生日時になりますが、重複いたしますけれども、もう一度説明させていただきます。

平成25年11月21日午後5時30分ごろの夕方になります。

場所につきましては、松島町文化観光交流館の南側にある町道松島磯崎線と松島病院との間

にあります町道海洋センター線との交差点の松島病院側の角で事故が発生いたしました。

当日、菅原さんは、松島文化観光交流館で落語家の桂文珍さんの独演会を見学しておりまして、午後4時から行われ、終了が5時過ぎとなりまして、外は暗くなっておりまして。この独演会が終了して、大勢の方々が車あるいは徒歩で帰宅しておりますが、菅原さんは娘さんと一緒に徒歩で帰宅途中に、松島病院側の角にあるふたが外れていたコンクリートますに足を踏み外し負傷したものであります。

すぐに救急車で東仙台の中嶋病院に搬送され、応急措置を受け、その日は帰宅しております。病院では後日手術が必要と説明されましたが、家の近くでの治療を希望し、次の日には利府町の仙塩利府病院に入院し、その後、手術を受けております。

けがの診断名は、右膝蓋骨粉碎骨折になります。いわゆる右膝の皿が割れたということになります。

手術は平成25年11月26日と平成26年10月14日の2回行われまして、その後リハビリを行い完治しております。

町といたしましては、全国町村会総合賠償補償保険制度で対応すべく、代表幹事であります損保ジャパンと連絡をとりながら対処してまいりました。

このたび、損保ジャパンが算定した過失割合に基づき、松島町47%、菅原さん53%での割合となりまして、損害賠償額として治療費相当額である26万3,290円を相手方である菅原紀久子さんに支払うものでございます。

また、事故が起きました現地のますにつきましては既に工事を実施しておりまして、グレーチングの側溝に改良しているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。

再開を13時といたします。

午後0時01分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

---

## 園避難施設整備工事】

○議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第63号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第63号工事請負契約の締結について、副町長より説明させます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する松島海岸公園避難施設整備工事に関するものであります。

去る5月21日に入札に付し、議案のとおり契約締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、沿岸部で逃げおくれた観光客等の緊急避難に対応する施設の整備として、観瀾亭分室の引き家をし、基礎及び建物の補強を行い、創建当時の建築仕様の復元を主とした大規模改修工事を行うものであります。

工期は平成28年3月31日であります。

以上で工事請負契約の締結についての説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） それでは、資料といたしまして配置図、平面図、立面図を添付しております。A3判の配置図の資料をごらんいただきたいと思います。

南側に4.2メートル、東側に5.2メートル、引き家を行い、オレンジ色が引き家後の建物の位置となります。

次のページをお開きいただきたいと思います。

改修前と改修後の平面図をごらんいただきます。

改修にあわせて耐力壁による補強工事も行います。赤い部分が新設の耐力壁の箇所となります。

次のページをお開きいただきたいと思います。改修後のイメージとなります。

契約金額は9,504万円で、契約の相手方は、塩竈市清水沢三丁目11番31号、株式会社鈴木工務店です。以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第21 議案第64号 工事請負契約の変更について（提案説明）【西行戻しの  
松公園防災器具庫等建設工事】

○議長（櫻井公一君） 日程第21、議案第64号工事請負契約の変更について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第64号工事請負契約の変更について、副町長より説明させます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今回の工事請負契約の変更につきましては、平成27年2月4日の臨時会で請負契約の締結の議決をいただきました観26工第057号西行戻しの松公園防災器具庫等建設工事について、公園全体の防犯対策を考慮し、監視カメラ及びデジタルレコーダーの設置を増工することとし、施設の安全対策を図るため変更するものであります。

以上で工事請負契約の変更について説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） A3判の資料をごらんいただきたいと思います。

施設の安全対策といたしまして、公園内の既設電柱3カ所にカメラを設置し、防災器具庫内に壁かけ式デジタルレコーダー1台を設置するものです。

カメラの設置箇所と監視範囲は赤で示しております。

設置の目的は、広い公園の安全確保と、施設管理として24時間の見守り、事故が発生した場合は問題解決への貢献と考えております。

管理に当たっては適切な取り扱いに配慮してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第22 議案第65号 平成27年度松島町一般会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第65号平成27年度松島町一般会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第65号平成27年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、3月定例会で予算を減額し、ご迷惑をおかけしました強い農業づくり交付金事業について、平成27年5月18日付農園環第158号にて内示が示されたことに伴う補正及び4月の人事異動、共済組合負担金の負担率の改正に伴う人件費等について補正するものであります。

補正の概要については副町長より説明させます。

なお、詳細につきまして担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、6ページをお開き願います。

2款総務費1項8目企画費につきましては、昨年度に応募しました平成27年都市景観大賞「景観づくり活動部門」において大賞である国土交通省大臣賞を受賞したことに伴い、取り組み対象地区である景観重点地区内へ記念碑を設置するため補正するものであります。

12目電子計算費につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の補助対象となるシステム仕様が定まったことから、必要なシステム改修費を補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、4月の人事異動等に伴う人件費分について、国民健康保険特別会計繰出金を減額するものであります。

8ページをお開き願います。

3目老人福祉費につきましては、当初予算において介護保険特別会計地域支援事業に計上しておりました生活管理指導員派遣事業が平成27年度より地域支援事業の対象外となったことに伴い、今回介護保険特別会計から一般会計へ移行し、補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、専決処分いたしました議案第56号介護保険条例の一部改正に伴うもので、低所得者の保険料を軽減するための低所得者保険料軽減分等について介護保険特別会計繰出金を補正するものであります。

7目臨時福祉給付金費につきましては、厚生労働省からの実施通知により、昨年度に引き続き平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得が低い方々に対し給付金を給付するための経費を補正するものであります。

2項9目子育て世帯臨時特例給付金費につきましても、厚生労働省からの実施通知により、昨年度に引き続き、平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い子育て世帯に対し臨時特例的な給付措置として給付するための経費を補正するものであります。

10ページをお開き願います。

4款衛生費1項5目環境衛生費につきましては、2市3町の新たな斎場建設に向け選定された候補地における基本設計及び環境調査等に係る負担金について補正するものであります。

6款農林水産業費1項3目農業振興費につきましては、冒頭で申し上げました強い農業づくり交付金事業の財源が確保されたことに伴い補正するものであり、補助金については、平成26年9月26日に農業生産法人として設立しましたマキシマファーム株式会社を主体として実施され、1ヘクタール規模のガラスハウスの整備に対し温室、管理棟及び附帯施設等建設工事の費用を補助するものであります。

12ページをお開き願います。

8款土木費1項1目土木総務費につきましては、議案第62号和解及び損害賠償の額の決定についてに係るものであり、その賠償金について補正するものであります。

9款消防費1項4目避難施設管理費につきましては、6月に高城避難所の建物部分の完成に伴い、施設の運営に係る経費を補正するものであります。

14ページをお開き願います。

10款教育費2項1目小学校管理費及び16ページの6項1目幼稚園費の遊具設置工事につきましては、XXXXXXXXXX様よりご寄附いただいたふるさと寄附金を財源に、かつ寄附者の意向を尊重し、松島町の将来を担う子供たちの環境づくりのため実施するものであります。

なお、寄附金につきましては、3月定例議会にて追加提案いたしました補正予算で震災復興基金へ積み立てしておりましたので、今回、事業実施に当たり繰り入れするものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

14款使用料及び手数料1項9目消防使用料につきましては、歳出でご説明いたしました高城避難所に係る使用料を補正するものであります。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明いたしました介護保険特別会計繰出金に対するものであります。

2項1目総務費国庫補助金及び2目民生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明いたしましたそれぞれの事業に対するものであります。

4 ページをお開き願います。

16款県支出金 1 項 1 目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明いたしました介護保険特別会計繰出金に対するものであります。

2 項 5 目農林水産業費県補助金につきましては、歳出でご説明いたしました強い農業づくり交付金補助金に対するものであります。

19款繰入金 2 項 3 目震災復興基金繰入金につきましては、歳出でご説明いたしました小学校及び幼稚園の器具設置工事に対するものであります。

21款諸収入 5 項 2 目雑入につきましては、歳出でご説明いたしました生活管理指導員派遣事業及び対人損害賠償金に対する賠償責任保険金について補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであり、なお高城避難所に設置する機械警備業務については債務負担行為を設定するものであります。

以上で補正の概要説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長兼企画調整班長（亀井 純君） 事項別明細書 6 ページの 2 款 1 項 8 目企画費の 15 節工事請負費について補足説明させていただきます。

報告事項において説明させていただきましたが、平成27年 5 月 26 日に国土交通省において、松島町が平成27年度都市景観大賞「景観づくり活動部門」における大賞、国土交通省大臣賞を受賞したことが記者発表されました。

都市景観大賞は、「都市景観の日」実行委員会が、良好な都市景観を育むため、互いに協力し合い、工夫を凝らした意欲的な実践にとともに取り組むことを広く呼びかけ、その一環として平成 3 年より都市景観大賞を実施しています。平成 3 年からの都市景観大賞「都市景観100選」から始まり、平成13年度からは部門ごとの表彰となりました。

平成27年度は従来の「都市空間部門」「景観教育・普及啓発部門」に加え、今回松島町が受賞いたしました景観法10周年を記念して新たに創設された「景観づくり活動部門」が実施されました。

受賞の対象となりましたのは、平成26年 3 月に策定いたしました景観計画の策定過程において、松島海岸地区の景観重点地区を対象とした勉強会の取り組みなどが評価されました。勉強会は、平成24年度から25年度にかけて十数回開催し、地区ごとに特色のある景観形成基準をつくり上げることができました。

そこで、今回の初部門での大賞、初受賞ということを記念いたしまして、取り組み地区であ

った景観重点地区内へ記念碑設置について提案させていただきました。記念碑設置場所の候補地としては、景観重点地区内の散策や景観の移り変わりを認識できる場所を検討しております。

続きまして、11目電子計算費の13節委託料について補足説明させていただきます。

平成27年10月から開始されます社会保障・税番号制度に向け、本町を含め全自治体において住民情報システム等基幹システムの改修を昨年度から実施しております。

平成27年度当初予算に計上いたしましたシステムの改修費におきましては、社会保障・税番号制に対応するための本改修として、国により示されておりました補助金額の上限額をめぐりに公表されておりました仕様をもとに予算を計上させていただきました。その後、国におきましてシステム改修仕様の詳細が2月上旬に明らかとなり、その仕様に基づいた内示が4月に示され、補助金交付額が増額されております。

具体的な改修業務といたしましては、中間サーバーの仕様の詳細が明らかとなり、住基システムとの連携機能として、特定個人情報項目コード等の情報管理機能の追加や稼働状況管理機能が追加されております。また、地方税務システム及び宛て名システムにおいては、個人コードの重複排除のためのいわゆるデータクレンジング作業などが追加された項目となっております。また、各システムにおける連携テストなど詳細な内容が追加されております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 町民福祉課のほうでは、臨時福祉給付金について説明をさせていただきます。

補正予算事項別明細書につきましては8ページ、9ページをごらんいただきたいというふうに思います。

主要事業の説明資料に添付してあります臨時福祉給付金概要により説明をさせていただきます。

臨時福祉給付金概要を見ていただきたいと思います。

趣旨につきましては、昨年に引き続き、低所得者の負担軽減を図るため、条件を満たす方に給付を行うものです。

条件といたしまして、平成27年1月1日現在、松島に住所を有している方が住民税非課税世帯であることで1人につき6,000円が給付される内容になります。昨年は、非課税世帯であって年金受給者につきましては加算金がありましたが、今回は加算金はありません。

給付時期といたしましては、10月からというふうに考えております。

これらに係る事務費については全額国の補助対象となります。

主要事業の説明資料に記載している2,382万8,000円は、これは職員人件費を除いた事業費を計上しております。事項別明細書8ページに記載している2,443万4,000円が補助対象経費となります。

次に、子育て世帯臨時特例給付金について説明をいたします。資料については3になります。

これにつきましても、主要事業の説明資料の後ろについてあります概要で説明をさせていただきます。

この条件といたしましては、平成27年5月31日が基準日であり、平成27年6月分の児童手当受給者が対象となります。特例給付を受けている方は対象外となります。

対象児童1人につき3,000円が給付されます。生活保護世帯、臨時福祉給付金受給者も対象となります。

給付時期につきましても、同じく10月からと考えております。

この事務経費についても全額国の補助対象となります。以上です。

○議長（櫻井公一君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） 主要事業説明資料4をお開きいただきたいと思います。

強い農業づくり交付金事業につきましては、平成26年度に不採択となり、27年度の採択に向け実施計画書を提出し、4月15日付で割り当て内示、5月18日付で内示を受け、補正予算を計上させていただきました。

強い農業づくり交付金につきましては、生産から流通までの総合的な強い農業づくりを推進するため農畜産物の高品質、高付加価値等の取り組みを総合的に支援するものとなっております。

産地競争力の強化として、産地における販売量の拡大、販売価格の向上等に向けた取り組みに必要な生産技術、高度化施設に対する支援となり、補助率は事業費の2分の1となります。

事業内容につきましては、事業主体であるマキシマファーム株式会社が、有限会社サンフレッシュ松島の技術指導を受けながら農場経営を行い、新規雇用の創出、地域活性化を図っております。

事業計画では、オランダ式栽培技術を活用し、栽培規模1ヘクタールのガラスハウスでのトマトの生産及び販売を行う計画となっております。

A3判の資料につきましては、建設予定地と建設施設のイメージ写真となっております。以上です。

○議長（櫻井公一君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） それでは、教育委員会のほうの小学校費と幼稚園費の補正の概要について説明をさせていただきたいと思います。

事項別明細の14と16でございます。

まず、小学校費のほうなんですけれども、今回の遊具の設置につきましては、各小学校の校長先生、教頭先生、教務主任の先生方といろいろお話し合いをさせていただきまして遊具の選定を行っております。

遊具の設置に関しましては、国土交通省で示している遊具の安全確保に関する指針、それから文科省で示しています学校に設置している遊具の安全確保についてということで、これらの基準をクリアした遊具の設置ということで用意をしております。

まず、1枚目をお開きいただきたいと思います。

まず、第一小学校ということで、タワーネットということで高さ6メートルのロープ状のものを設置したいと考えております。今回の遊具の設置に関しまして一番の基準は、松島の小学校の児童の握力が全国並びに県平均を下回っております。やはり腕の力もあわせて握力が落ちているということは転んだときにけがをしやすい、そういうことがよくあります。実質、松島中学校で部活で骨折している子供たちも多々見られます。そういうこともありますので、まずは握る、それから腕の力で登る、そういったものを主として考えようということで校長先生方とお話し合いをしております。

このタワーネットなんですけれども、クモの巣を横に張りめぐらせたような形になっておりまして、高さが6メートルあるということで、一瞬「あれっ」と思うかもしれませんが、これを見ただくと一番わかるんですけども、ロープの太さが12ミリということで、子供の握る力にちょうど合う太さになっております。

それから、基準で示してあるんですけども、小学校の場合は落下の高さが3メートル以内とする、幼稚園の場合は2メートル以内とするということで決まっておりますけれども、タワーネットに関しては、それ以内のところに全て横にクモの巣状の目が張りめぐらしてあるということで、上から見たこの図面、参考にしていただければと思います。

それから、第二小学校と第五小学校のトライアルラダーなんですけれども、これは雲梯の一

種です。昔のですと山型の雲梯、よく御存じの方がいらっしゃるかと思いますが、今の子供は、あれをぶら下がるものではなくて登るものという認識を持っております。そういうこともあるので、このトライアルラダーに関してはとにかく腕でぶら下がって、中でクロスできるようにしているので、子供たちが十分遊べると。それからあとシーソーに関しては体のバランス感覚を養うということで、これらを考えております。

それから、幼稚園のほうになるんですけれども、幼稚園の設置遊具ということで資料をつけていますけれども、第一幼稚園、バブルリングということで、第一幼稚園につきましては園庭が大変狭いものですから、縦型のこういったジャングルジムのちょっと変わったものということで、丸い輪がついていますので、園児がここをくぐったり抜けたりということで遊べる。それからもう一つは、腕の力で登るといふ、この作業が入っています。

それから、第二幼稚園に関しましてはロッククライマーということで、議員の皆様方も御存じだと思いますけれども、腕でつかんで上に登る、おりる、くぐる、こういった動作が入っていますので、十分握力の補助になるのかなというふうに思っております。

第五幼稚園につきましては、平成21年に大型複合遊具を設置しましたので、今回それを第五幼稚園の園庭に移設してありますので、第五幼稚園に関しては今回の遊具の設置のほうからは除いているということでございます。

それから、各小学校なんですけれども、渡り棒を設置します。この渡り棒というのは、間伐材の丸太を輪切りにして丸太の上を歩くという遊具になります。平行バランスを保つ遊具ということで、これらについても事故防止につながるバランス感覚を養うということで、設置したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第23 議案第66号 平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第66号平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第66号平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動及び共済組合負担金の負担率の改正に伴う人件

費を補正し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明は終わりました。

---

日程第24 議案第67号 平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第67号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第67号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算について副町長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 高平副町長。

○副町長（高平功悦君） 今回の補正につきましては、4月の人事異動、共済組合負担金の負担率の改正に伴う人件費及び介護予防高齢者施策事業の生活管理指導員派遣事業が、平成27年度より介護保険特別会計の地域支援事業の対象外となったことに伴い補正するものであります。

なお、低所得者保険料軽減繰入金につきましては、議案第65号一般会計補正予算（第2号）にて提案理由説明したものと同じように、低所得者の保険料を軽減するため一般会計から繰り入れするものであります。

なお、本日資料として配付いたしましたA4、1枚の27年度介護保険（第1号）、これの8ページから9ページ、ここに財源更正とありますけれども、8ページの第2款、保険給付費1項介護サービス等諸費から3項高額介護サービス等費財源更正について説明をしたいと思います。

平成27年4月から、国では消費税による公費を投入した低所得者の保険料軽減を行う仕組みをつくり、低所得者の第1号被保険者保険料の低減強化を図ることとなりました。一般会計で受け入れた国及び県からの低所得者保険料軽減負担金に町負担分を合わせたものを一般会計から繰り出し、介護保険特別会計にて低所得者保険料軽減繰入金として繰り入れいたします。そして低所得者の保険料軽減強化を図ることから、第1号被保険者保険料を軽減し、それぞれの給付等に充当していた保険料の充当減を行い、低所得者保険料軽減繰入金を充当す

ることで、補正予算書にある8ページから9ページの財源更正が特定財源のその他の欄では、別紙のとおり補正予算書の上では数字の記載がない状態となっております。

なお、低所得者保険料軽減負担金に係る町負担分については、平成27年度普通交付税にて措置されるものであります。

以上で補正の概要説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第25 議案第68号 平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第25、議案第68号平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第68号平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴い職員の人件費を補正し、水道事業費用の総額を5億9,494万6,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで、議事進行上、休憩をとりたいと思います。

再開を1時40分といたします。

午後1時31分 休 憩

---

午後1時40分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

---

日程第26 議案第69号 松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（櫻井公一君） 日程第26、議案第69号松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第69号松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

現教育委員であり、教育委員会教育長の小池 満氏が、平成27年6月26日をもって任期満了となります。

平成27年4月1日に施行されました改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、新制度の教育委員会教育長の任命に当たりましては、議会の同意を得て任命するとされておりますので、教育委員会教育長として小池 満氏を任命することについて同意を賜りたく、提案を申し上げるものであります。

小池 満氏の経歴につきましては、資料にも記載しておりますが、昭和50年3月、京都産業大学法学部を卒業後、昭和53年4月より県内の公立中学校教諭として勤務され、平成6年4月より県内の公立中学校の教頭、平成11年4月より公立中学校の校長を歴任しております。

平成17年4月には、利府町教育委員会教育総務課長として2年間勤務され、市町村の教育行政の経験も豊富な方であります。

人格高潔であり、教育に関する識見を有し、教育委員会教育長として教育行政を推進するに当たり適任者と考えております。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより、議案第69号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否とします。

投票の準備をさせます。

〔投票準備〕

○議長（櫻井公一君） 準備ができました。議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井公一君） ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、11番菅野良雄議員、12番高橋利典議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井公一君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。それでは、局長、点呼。

〔点呼、投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

11番菅野良雄議員、12番高橋利典議員、開票立ち会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局より報告させます。

○事務局長（佐藤 進君） それでは、報告いたします。

投票総数            13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

可とするもの 13票

否とするもの 0票

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 以上のとおり全員賛成であります。よって、議案第69号松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

続けて、同様の投票、採決のため、議場を閉鎖したままといたします。

---

日程第27 議案第70号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

○議長（櫻井公一君） 日程第27、議案第70号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第70号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現委員の大山 堯氏が、平成27年6月20日をもって任期満了となりますので、再度、大山 堯氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき同意を賜りたく提案を申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより議案第70号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のために申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否とします。

ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、13番阿部幸夫議員、1番澁谷秀夫議員を指名します。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井公一君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

13番阿部幸夫議員、1番澁谷秀夫議員、開票立ち会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局より報告させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） 報告いたします。

投票総数 13票  
有効投票 13票  
無効投票 0票  
有効投票中  
可とするもの 13票  
否とするもの 0票

以上でございます。

- 議長（櫻井公一君） 以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第70号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。続けて、同様の投票、採決のため、議場を閉鎖したままといたします。

---

日程第28 議案第71号 松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を  
求めることについて

- 議長（櫻井公一君） 日程第28、議案第71号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 議案第71号松島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現委員の澁谷 啓氏が、平成27年6月20日をもって任期満了となりますので、新たに福田修氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき同意を賜りたく提案を申し上げます。

福田 修氏は、宮城県立松島高等学校を卒業後、松島町に奉職され、税務課等を経て、町民生活課長、出納室長、水道事業所長などを歴任し、平成19年3月に定年退職されております。

また、平成24年11月にフクダ行政書士・不動産事務所を設立されております。

清廉潔白な人柄であり、本町での豊富な行政経験と、平成24年に行政書士、宅地建物取引主任者を取得し、現在は行政書士及び不動産業に携わられており、固定資産評価審査委員会委員としてその職責を担うにふさわしい方です。

- 議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。  
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

これより議案第71号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否とします。

ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により 2 番赤間幸夫議員、3 番櫻井 靖議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（櫻井公一君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（櫻井公一君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（櫻井公一君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

2番赤間幸夫議員、3番櫻井 靖議員、開票立ち会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（櫻井公一君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局より報告させます。局長。

○事務局長（佐藤 進君） それでは、報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

有効投票中

可とするもの 13票

否とするもの 0票

以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第71号松島町固定資産  
評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（櫻井公一君） 本日の日程は全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会とします。

再開は、15日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時43分 散 会